

学校法人玉田学園 役員退職慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人玉田学園の常勤の理事及び常勤の監事（以下「常勤役員」という。）がその職を退任した場合に理事会の決議に基づき支給すべき退職慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職慰労金支給の条件)

第2条 退職慰労金は、常勤役員が次の各号の1に該当するときこれを支給する。

- (1) 役員が任期満了により退職したとき
- (2) 役員がやむを得ない事情と認められた退職のとき

(在職期間の計算)

第3条 常勤役員の在職期間の年数については、任命の年から起算するものとし1年に満たない端数が生じたときは1年とする。

(退職慰労金の額)

第4条 退職慰労金の額は、在職1年につき退職日におけるその者の役員報酬額（年額）に100分の10を乗じて得た金額とする。

(退職慰労金の支給)

第5条 退職慰労金は、法令によるものをその退職慰労金から控除し、その残額を本人に支給する。ただし、本人が死亡した場合には、その遺族に支給する。

(退職慰労金の支給時期)

第6条 退職慰労金は、原則として退職後、2月以内に支払うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

(附 則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。